

# 下野市立南河内中学校いじめ防止基本方針

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条 平成25年9月施行）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめに対する本校の基本認識

- (1) いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。そのため、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは教師（大人）に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する問題である。

## II 未然防止

### 1 いじめの未然防止のための対策の基本となる事項

- (1) いじめを許さない、見過ごさない**雰囲気づくり**に努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) 学校と家庭が協力して**未然防止、早期発見、指導**にあたる。

### 2 いじめ未然防止のための具体的な取組

#### (1) 日頃の生徒の人間関係の把握、情報収集、記録蓄積

担任や、係の教育相談や教師との日常のふれあい、会話を通して生徒の人間関係の把握に努める。

- ① いやな思いアンケート（年2回）
- ② Q-Uテスト
- ③ マイライフ
- ④ 教育相談（年3回）
- ⑤ ソーシャルスキルトレーニング
- ⑥ 教職員研修の充実  
・ 構成的グループエンカウンター等

情報を記録、蓄積、共有化

#### (2) 自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要。感動体験のある学校行事等の中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。

- ① すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善。
- ② 生徒が主体的に取り組める学習活動や夕顔学習の実施。
- ③ 担任の生徒への自信をもたせる言葉かけ。
- ④ あいさつ運動（生活向上委員会、学年学級委員会等）。

- ⑤生徒による主体的な生徒会活動。
- ⑥集団との関わり方を実感し、学ぶ体験活動の充実。
- ⑦道徳教育の充実

未熟な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。そのため、道徳の授業における題材や資料等の内容を十分に検討し授業を行う。

- ⑧人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されないものではない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ⑨「メッセージボード」を活用し生徒のよい言動を職員間で共有する。

### (3) 保護者や地域への働きかけ

保護者会やPTA理事会、学校評議員会等がいじめ防止の指導方針を周知する。また、保護者向けの研修会の開催や、学校・学年だより等による広報活動を積極的にを行う。

## Ⅲ 早期発見・早期解決に向けての取組

### 1 学年・学級経営、全教育活動の中で生徒の変化を察知

すべての教員が、生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けるが必要である。

- (1) 生徒と接する時間の確保
- (2) 態度・顔色・生氣等に注意
- (3) 教科等の提出物への取組状況、成績の大きな変化に着目
- (4) 学習用具、準備物忘れ、紛失、新品購入、落書きには要注意
- (5) 休み時間等の過ごし方（友人関係の変化、グループの固定化、孤立等）
- (6) マイライフ等の記載事項
- (7) 部活動への取り組み、参加状況などの情報を顧問と学年学級担当教諭で交換

### 2 情報を共有し、全職員での対応

- (1) いじめと思われる状況を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報収集を綿密に行い、それを教職員全員で共有し、事実確認を行う。その上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- (4) いじめられている生徒、いじている生徒に対する相談、心のケアとして、養護教諭、相談員、スクールカウンセラーと連絡を取りながら、指導を行う。
- (5) 総括として「全体会」を行い、今後の生活行動の指針について明確にする。

### 3 保護者との連携

- (1) 学校だより、学年だより、学級通信等での情報提供、協力依頼をする。
- (2) 出欠、早退、遅刻、その他連絡を密に取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて保護者との教育相談を行う。
- (3) 保護者会等の中から発見し、直ちに事実確認、指導に当たる。

### 4 地域との連携

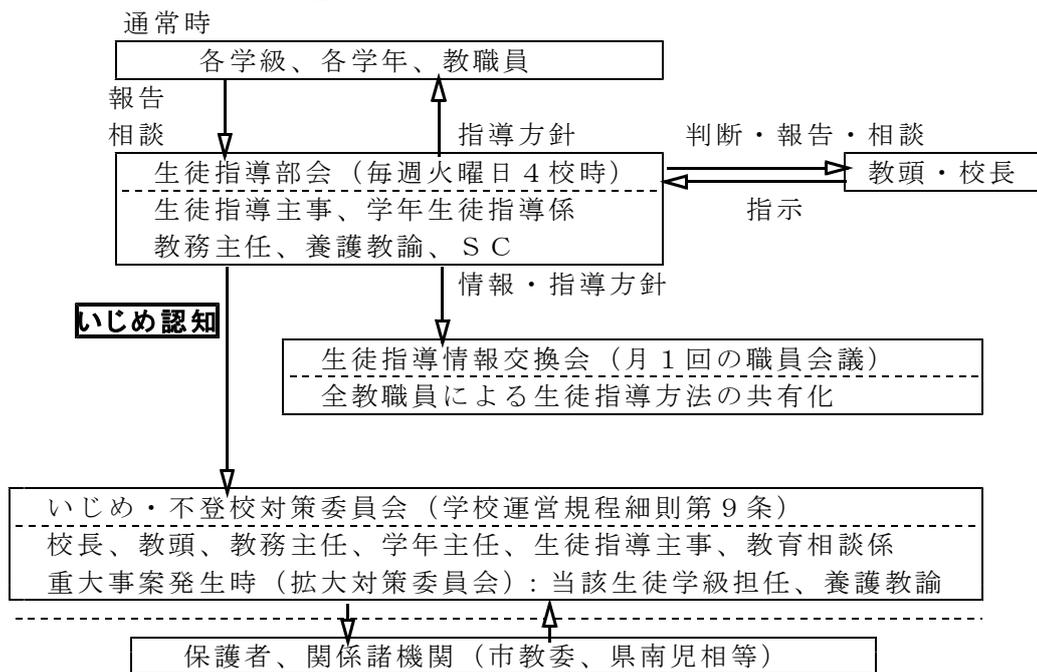
- (1) PTA本部、専門部、自治会部等からの話や会話の中から発見し、連携して指導に当たる。

- (2) 学警連、近隣の学校、図書館、公民館等と連携して情報収集を行う。
- (3) 派出所、学校評議員、民生委員児童委員、交通指導員との連携を図り、必要に応じて相談、指導に関わってもらう。
- (4) 週1日來校のスクールカウンセラーや下野市学校教育サポートチームと情報を交換、共有し相談、指導に関わってもらう。

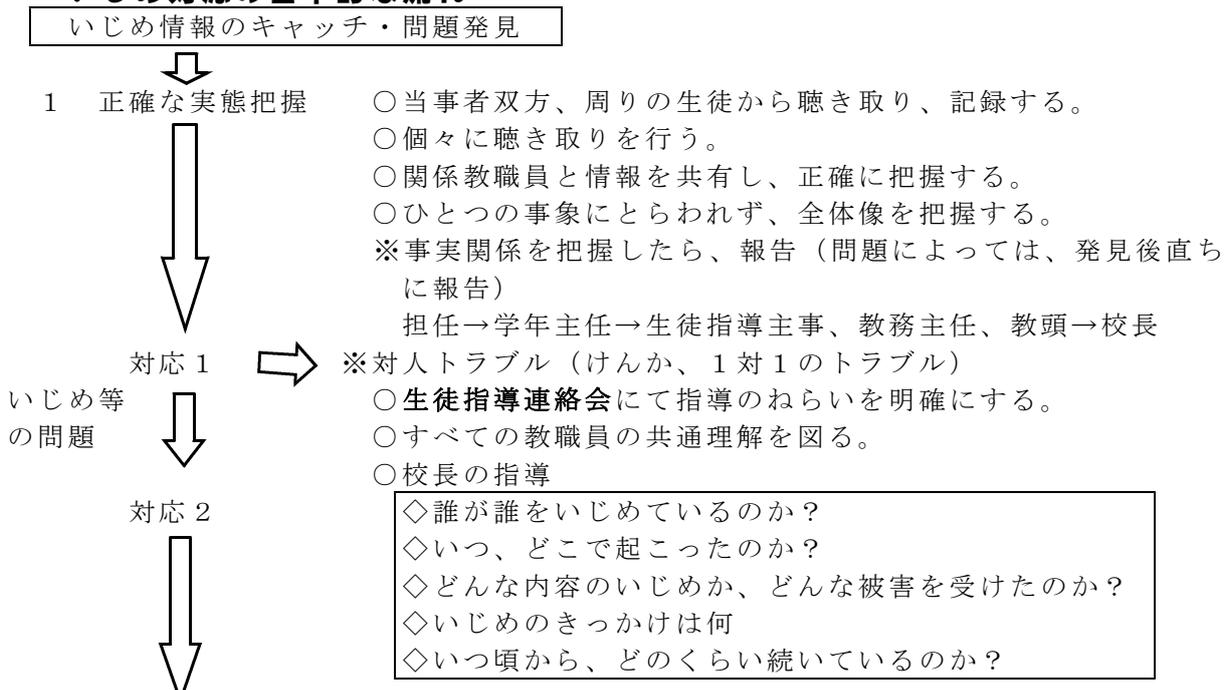
## IV いじめ問題への対応

いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導を行う。

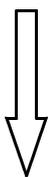
### 【学校内対応組織】



### いじめ対応の基本的な流れ



2 どの組織で対応するか。(決まったら、直ちに役割分担を行う)



- ・保護者、P T Aの組織活用の有無
- ・公的機関の協力を受けることの可否
- ・市教委、P T Aへの報告
- ・マスコミへの対応

3 生徒への指導・支援 **○いじめられた生徒に対して**

- ・保護し、心配や不安を取り除く。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。

**○いじめた生徒に対して**

- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

**○周りの生徒たちに対して**

**【いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。】**

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。



4 保護者への対応策 ○保護者への対応 (担任・学年主任・生徒指導主事・教務主任・教頭)

**○被害生徒保護者**

- ・発見したその日の内に、家庭訪問等で、実情とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。

**○加害生徒保護者**

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を知るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。



5 P T Aとの協力 ○状況によっては、P T A等にも説明し、協力を依頼する。



6 生徒への継続指導 ○指導を継続し、指導の経過を報告する。  
(担任→学年主任→生徒指導主事→校長、教頭)  
○事態が改善されない場合には、再度対応策について検討し、対応する。

## V ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

### 1 トラブルの種類

- (1) メールでのいじめ
- (2) ブログでのいじめ
- (3) チェーンメールでのいじめ
- (4) 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ
- (5) SNSから生じたいじめ

匿名性により、自分だと分かっていなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。



- ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- (6) 動画共有サイトでのいじめ



- ・一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### 2 未然防止

#### (1) 保護者へのお願い

- ① 生徒らのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングはもちろん、家庭において生徒を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話は安易に持たせないよう理解を得る。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

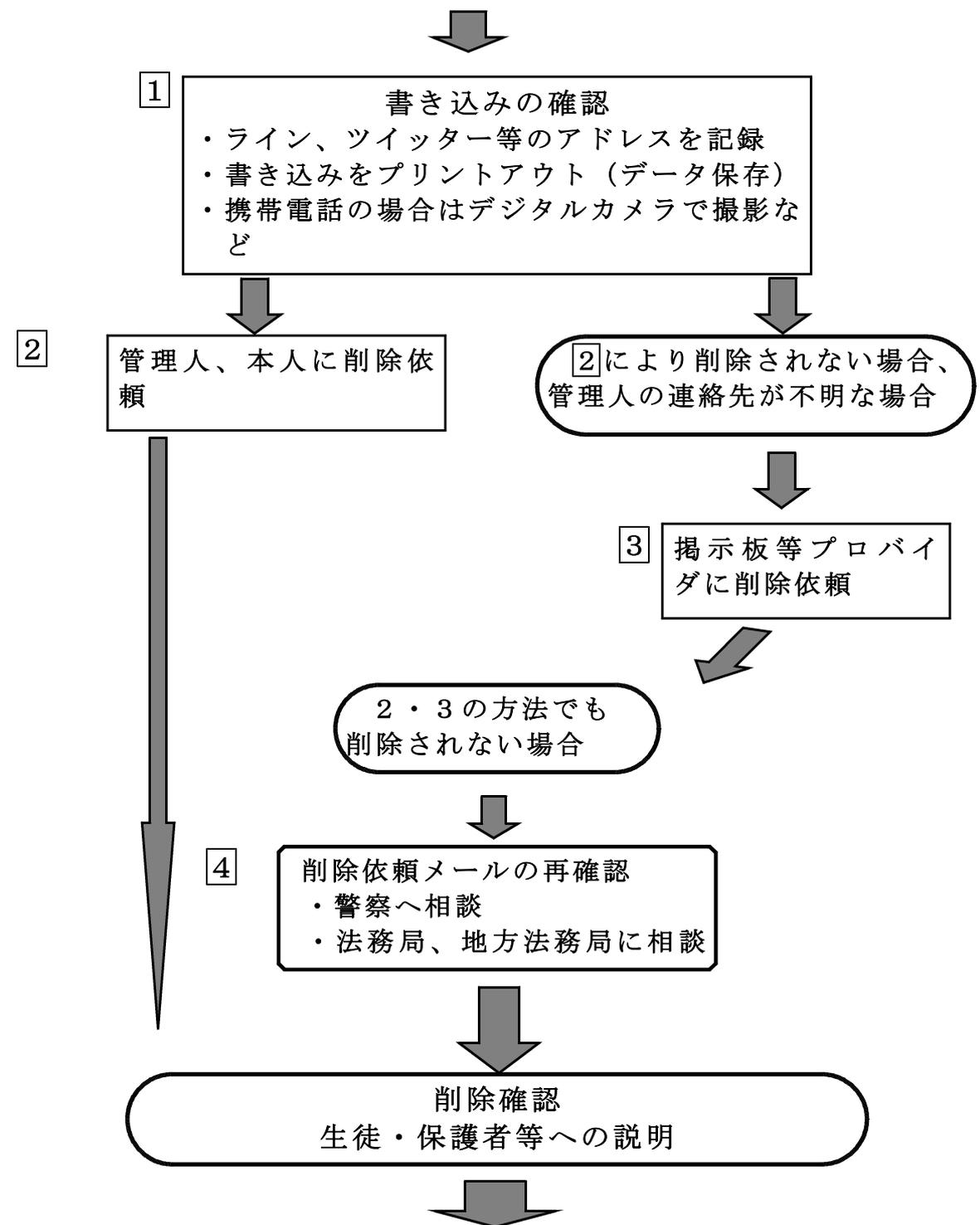
#### (2) 生徒への指導のポイント

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は特定できること。（アドレス等）
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。（「刑法」に関わる）
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥ 情報等のデータ保存（証拠の確保）

#### (3) 早期発見・早期対応に向けて

- ① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
  - ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
  - ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ② 書き込みや画の削除の手順（例）

ネット上のいじめ発見  
生徒・保護者等からの相談



※ネット上へのいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要。  
 ※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払い、研修等を行う必要があります。

## VI その他の取組

- 1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備
- 2 教職員研修の充実
- 3 特にネットいじめに関わる対策

## VI 年間指導計画

月	生徒指導部関連	関連とねらい
4	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○家庭訪問	★諸問題への方策策定、事案の検討と いじめ・不登校対策委員会開催の判断 (以下★) ・家庭との連携強化
5	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○P T A 総会・保護者会 ○体育祭の生徒指導共通理解	★ ・P T A との連携、協議 ・行事における関係力の育成
6	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○修学旅行(3)、宿泊学習(1)、職場体験(2)  ○いやな思いアンケート① ○教育相談①(スマイル相談アンケート①) ○Q U ①	★ ・各行事のねらいに即した生徒指導の 方針 ・生徒の抱える課題の把握、助言 ・生徒の生活状況の把握、助言 ・学級集団の課題の把握と指導方針の 見直し
7	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○保護者会 ○夏休みの生徒指導共通理解	★ ・P T A、地域との連携、協議 ・長期休業における指導配慮方針
9	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○長期休業後いやな思い調査①	★ ・休業中の生徒の状況の把握、助言
10	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○いやな思いアンケート② ○夕顔祭の生徒指導共通理解	★ ・生徒の抱える課題の把握、助言 ・各行事のねらいに即した生徒指導の
11	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○教育相談②(スマイル相談アンケート②)	★ ・生徒の生活状況の把握、助言
12	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○保護者会 ○Q U ②  ○冬休みの生徒指導共通理解	★ ・P T A、地域との連携、協議 ・学級集団の課題の把握と指導方針の 見直し ・長期休業における指導配慮方針
1	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○長期休業後いやな思い調査②	★ ・休業中の生徒の状況の把握、助言
2	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時)	★
3	○生徒指導部会(いじめ不登校対策委員会) (毎週火曜4校時) ○年度の反省総括と来年度への課題	★ ・評価と基本方針の見直し